

議案第13号

高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年2月29日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

地方自治法の一部改正による育児休業中の会計年度任用職員に対する手当支給のため、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

- (1) 育児休業をしている職員に係る期末手当の支給対象に会計年度任用職員を含めるものとします。 (第7条第1項)
- (2) 条例中で引用している高根沢町職員の定年等に関する条例の条例番号について、「昭和59年高根沢町条例第1号」を「令和4年高根沢町条例第31号」に改めます。 (第2条第2号)
- (3) その他文言の整理を行います。 (第3条第6号及び第8条)

3 施行日

公布の日とします。ただし、改正後の第7条第1項の規定は、令和5(2023)年12月1日から適用します。

高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町職員の育児休業等に関する条例（平成4年高根沢町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条</p> <p>（2） 高根沢町職員の定年等に関する条例（<u>令和4年高根沢町条例第31号</u>）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条</p> <p>（6） 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は<u>前条</u>の規定に該当すること。</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 高根沢町職員の給与に関する条例（昭和33年高根沢町条例第7号。以下「給与条例」という。）第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（町規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（地方公務員法（<u>昭和25年法律第261号</u>）第22条の2</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条</p> <p>（2） 高根沢町職員の定年等に関する条例（<u>昭和59年高根沢町条例第1号</u>）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条</p> <p>（6） 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は<u>第2条の4</u>の規定に該当すること。</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 高根沢町職員の給与に関する条例（昭和33年高根沢町条例第7号。以下「給与条例」という。）第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（町規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度</p>

第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、町規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、町規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第7条第1項の規定は、令和5年12月1日から適用する。